

## 広島県産応援登録制度情報発信支援業務委託仕様書

### 1 実施目的

県では、県産農林水産物のブランド化や販路拡大を支援するために「広島県産応援登録制度」（以下「登録制度」という。）を平成26年度より実施し、これまでに201事業者（以下「登録事業者」という。）による340商品（以下「登録商品」という。）をこだわりの広島の幸として登録した。その支援策の一環として、登録制度専用のホームページ（以下「ホームページ」という。）を開設して、取材に基づく登録商品等の魅力を発信するコンテンツを制作・掲載することや、取組内容を周知する販促資材の製作・掲示をすることで、広く県内外に県産農林水産物をPRしてきた。

本業務では、これまでの取組をベースに、登録制度のコアターゲットのひとつである実需者への情報発信力の強化に取組む。

### 2 業務名

広島県産応援登録制度情報発信支援業務

### 3 実施期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

### 4 業務の趣旨

登録事業者や登録商品の取扱業者等に対して写真等の撮影を含む取材を行い、登録商品の写真撮影と併せて、その魅力を発信するためのコンテンツを制作する。

また、登録制度や登録事業者・登録商品等を周知する販促資材や活動等について、県からの依頼に基づき、その企画・製作を行う。

### 5 委託業務の内容

#### (1) 登録事業者及び取扱業者等への取材

- ア 登録事業者及び登録商品を取扱う業者等へ、写真等の撮影を含む取材を行うこと。
- イ 取材の対象数は、次のとおりを予定している。
  - (ア) 登録事業者 16者程度（既存の登録事業者の更新も含む）
  - (イ) 取扱業者等 2者程度

#### (2) コンテンツの制作

- ア (1)の取材等を基に、ホームページへ掲載するコンテンツを制作すること。
- イ アの制作数及び内容は、次のとおりを予定している。
  - (ア) 登録事業者 16者程度
  - (イ) 登録商品 20品程度
  - (ウ) 取扱業者等 2者程度（ホームページ内の「食がつむぐストーリー」等に掲載する。）

#### (3) 登録制度等の周知

- ア 登録制度や登録事業者・登録商品を周知するため、販促資材（ポスター、幟、POP、横断幕等）の企画・製作を県の依頼に基づき行うこと。
- イ アに係る経費は委託費の内30万円（消費税及び地方消費税を含む）程度とする。

### 6 業務執行要件

#### (1) 執行体制

受注者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び担当者、その業務所掌範囲を明らかにすること。

**(2) 制作環境及び制作用機器・使用材料**

本業務に必要な作業場所や機器及び材料は受注者にて準備すること。

**(3) 制作管理**

制作の方向性や内容等について、あらかじめ県と協議を行ったうえで決定すること。

## 7 成果品

**(1) 内容・納品方法**

成果品の内容及び納品方法は次のとおりとする。なお、制作コンテンツは、ホームページ上で公開するが、その作業は県が行う。必要に応じて、SNSへの掲載を受注者に委託する場合がある。

成果品の内容	納品方法	納期
登録事業者および登録商品の制作コンテンツのデータ（取材内容、写真、動画等）	CD-R等の電子媒体（2部）	商品登録後3か月以内
取扱業者等およびトピックスの制作コンテンツのデータ（取材内容、写真等）	電子メール等	県と協議し、納期を決定
販促資材	県が指定する場所への現品の送付または持込	県と協議し、納期を決定

**(2) 検査**

ア 成果品の納品後、内容の適合性について県で検査を行う。

イ 検査の結果、不適合の場合は、必要な修正を実施したうえで、再度成果品を県に納品すること。

## 8 契約書の作成要件

**(1) 知的財産権**

ア 本業務で制作されたもの全ての著作権は県に帰属すること。また、著作者人格権については、これを行使しないこと。

イ 県が本業務を実施するにあたり、受注者は、受注者が保有する知的財産権に基づいて、県に対して、自ら権利侵害であるとの主張をせず、また、再委託先等に権利侵害の主張をさせないことを保証するものとする。

**(2) 再委託**

本委託業務の遂行にあたっての再委託については、次のとおりとすること。

ア 受注者は、本委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、文書により、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りでない。

イ 県により再委託が承諾されたときは、受注者は再委託先に対して本委託業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

**(3) 情報の管理**

本委託業務の遂行にあたっての情報管理については、次の点に留意すること。

ア 本業務に携わる者は、個人情報等の管理を適正かつ厳格に行うこと。

イ 本業務に携わる者は、事業の遂行を通じて知り得た情報を漏らしてはならない。なお、

その職を退いた後も同様とすること。

## 9 留意事項

- (1) 受注者は、県と連絡調整を充分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受注者に協議を申し出る場合がある。
- (3) 受注者は、本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、速やかに県に報告、協議を行い、その指示を受けること。
- (4) これらの条件に違反したとき又は業務を完了する見込みのないときは、契約を解除し損害補償させる場合がある。